

## 納付金の仕組みの導入に伴う激変緩和措置の概要

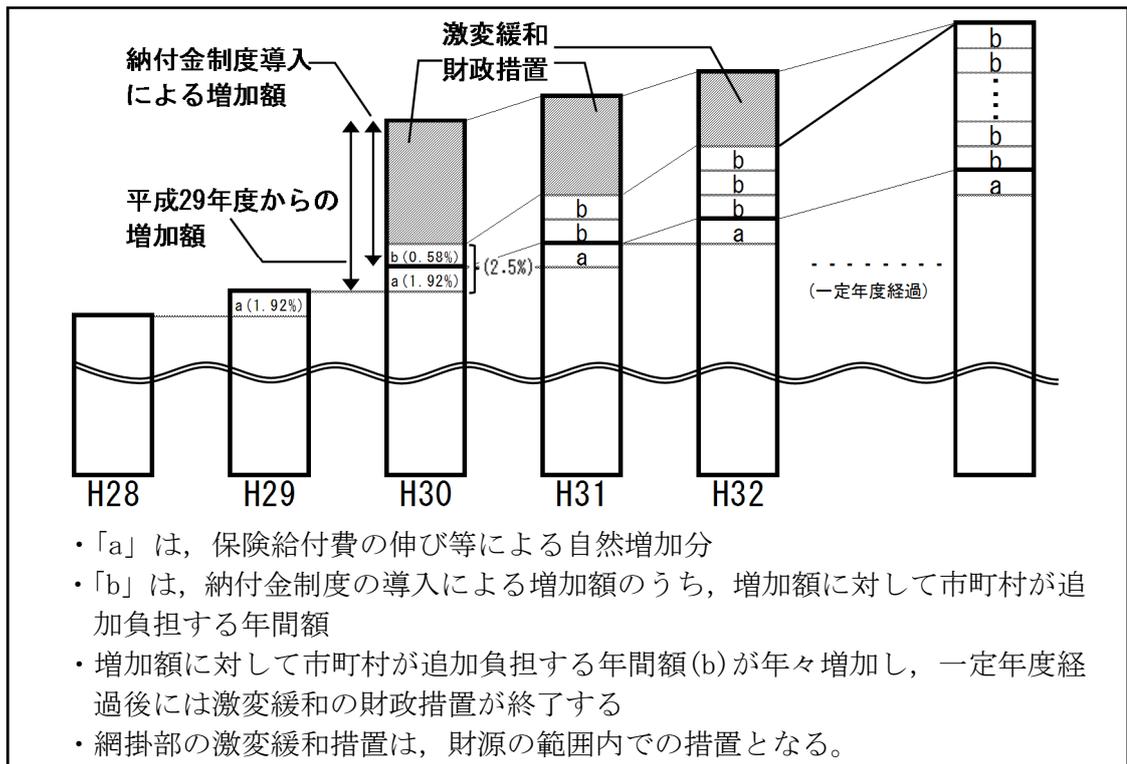
## 1 ねらい

納付金の仕組みが導入され、県全体の保険給付費を市町村ごとの医療費水準や所得水準で按分することにより、各市町村の負担が変化することに伴い、被保険者の保険料負担が急激に増加することを回避するために財政措置を行う。

## 2 財源

- 都道府県繰入金（法定の公費，保険給付費の9%）の一部
  - 国財政調整交付金（法定の公費）のうち，激変緩和のために措置される約300億円（暫定措置）のうちの本県配分
  - 県財政安定化基金（国庫補助金を原資に県に造成）の積立額のうち，激変緩和のため積み立てた額（特例基金，全国規模約300億円）の一部
- ※ 激変緩和のために活用する都道府県繰入金の補填として活用

## 3 措置の考え方



## 4 平成30年度措置額（仮算定）

措置額計：41億円

内訳 県繰入金：34.4億円（うち1.5億円を特例基金から補填）

暫定措置：6.4億円